

今後の対応について

1 情報開示を踏まえた対応

- (1) 平成20年度分の情報開示の精査・分析
開示資料における問題点等を集約し、検討課題を整理。
更なる情報開示・説明を求め、基準づくり等に反映。【6月中】
- (2) 負担金の対象範囲等の基準の作成
国庫補助事業との整合性を確保しつつ、PTとしての基準(案)を作成【6月末】
全国知事会として、負担金の対象範囲等の基準(案)を決定。
【7月中旬】
- (3) 国との協議等の実施
基準(案)について、国と協議を重ね、基準を決定。【7月末】
- (4) 21年度直轄事業負担金への対応
基準に沿い、国は21年度分の予定額通知書等を再提出。
【8月上旬】
基準に沿った再提出が行われるまでは、21年度分の負担金の請求時期の延期等を要請。

2 現行制度の改善に向けた対応

国と地方が対等の立場に立ち、地方の意見が十分反映される仕組みの構築を国に求める。【6月～】

3 維持管理費負担金廃止に向けた対応

本来、管理者たる国が全額を負担すべきであり、22年度からの廃止に向けた取組を強化。【6月～】

4 その他

市町村に対する県事業負担金は、直轄事業制度改革の主旨を踏まえ同様な見直しをする。